

守口市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 実施事業者募集要項

1 募集の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず 時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)が創設されました。令和8年度から本格実施を行うにあたり、新たに事業を実施する事業者を募集します。

2 事業の募集地域及び事業所数

- ・募集地域 守口市内全域
- ・募集事業所数 募集事業所数は設けません。

※要件を満たしている場合であっても、予定している申請に係る乳児等通園支援事業を行う事業所の所在地を含む区域に所在する他の事業者の利用定員の総数等を勘案の上、認可できない場合があります。

3 実施事業

(1) 事業開始日

令和8年(2026年)4月1日以降

※年度替わりや夏休み等の長期休暇期間等、受入体制に応じて事業を実施しない時期を設けることも可能です。

(2) 対象となる子ども

以下のすべてにあてはまり、居住自治体から乳児等通園支援事業の利用認定を受けた子ども

- ・利用日時点において 保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設を利用していないこと
- ・利用日時点において0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)であること

(3) 利用可能時間

一人当たり月 10 時間まで

(他自治体に住所を有する子どもは、利用可能時間が異なる場合があります)

(4) 利用方式

下記のア、イ又はウにより実施してください。

- ア 定期利用方式:利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- イ 柔軟利用方式:利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

ウ 定期利用＋柔軟利用：定期利用の他に、施設の受入体制に応じて利用可能枠を設け、柔軟に利用する方法

(5) 実施方法

ア 一般型(在園児合同実施、専用室独立実施又は独立施設実施)

乳児等通園支援事業であって余裕活用型に該当しない方法

イ 余裕活用型

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の在籍児童数が利用定員に達していない場合に、利用定員の範囲内で受入れを行う方法

(6) 開所日及び定員設定

・ニーズや受入体制を鑑み、市と協議の上、設定してください。

(参考)

守口市こども誰でも通園制度ニーズ調査について

<https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kodomobu/kosodatesennseisakuka/keikaku/moriguchishikodomokeikaku/19954.html>

4 施設の運営に関する基準

(1) 施設の運営にあたっては、条例に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を満たすこと。

(2) 一般型で実施する場合の職員の基準は、次のとおりとする。

○配置基準等

項目	基準
職員要件	・保育士 ・市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修を含む)を修了した者 ※1 上記の職員を、以下「乳児等通園支援従事者」という。
職員配置基準	0歳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の児童6人につき1人以上の職員を配置するものとする。 また、乳児等通園支援従事者の配置数は、常時2名を下回ってはならない。※2
保育士の割合	配置基準上必要となる職員のうち、過半数は保育士とするものとする。

※1 市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が実施する研修を含む)を修了した者とは、次のいずれかの研修を修了した者をいう。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5

(3)アに定める基本研修及び同要綱5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修イ 子育てに関する知識・経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙「家庭的保育事業ガイドライン」別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者

※2 他の施設又は事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を実施する事業所において、次のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人とすることができます。

ア 一般型乳児等通園支援事業の実施に当たり、当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士である場合。

イ 一般型乳児等通園支援事業を利用する乳幼児の人数が3人以下であり、当該保育所等において現に保育が行われている保育室等で当該一般型乳児等通園支援事業を実施し、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けることができる場合。

5 事業実施にあたっての留意事項

(1) 初回面談

初回利用の前に利用乳幼児及びその保護者と面談を行い、重要事項を記載した文書(重要事項説明書)を交付すること。

(2) 親子通園

親子通園を取り入れる場合、長期間となることがないよう留意すること。また、親子通園を利用の条件としないこと。

(3) 配慮が必要な子どもやその保護者への支援

継続した見守り・支援が必要と判断した子どもについて、該当する家庭からの申し込みや市からの受け入れ要請に対して優先的に利用枠を設ける等、事業を円滑に利用できるよう配慮を行うとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

子どもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

(4) 計画と記録

子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画を作成すること。

(5) 事故発生時の対応

事故が生じた場合には、速やかに連絡し必要な措置を講じるとともに、状況及び対応を記録し、賠償が必要な場合は速やかに損害賠償を行うこと。また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに報告を行うこと。

(6) 給食等の提供

給食等の提供については事業実施者の判断とする。ただし、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切に実施すること。

(7) 保護者への支援について

利用乳幼児及びその保護者的心身の状況並びに利用乳幼児の養育環境の把握に努め、保護者からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言その他の支援を行うこと。

(8) 保育従事者等への研修

職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(9) 秘密保持等

正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならず、退職後においても、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じること。また、教育・保育施設、他の乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の関係機関へ利用乳幼児に関する情報を提供する場合は、あらかじめ保護者から文書による同意を得ること。

(10) 虐待等の禁止

利用乳幼児に対して、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならないこと。なお、乳児等通園支援事業所において、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報が義務化されたことに留意すること。

(11) 総合支援システムの利用について

本制度の円滑な運用のため、こども家庭庁が構築・運用する総合支援システムを用いて利用予約、記録、請求事務等を行うこと。

6 単価及び加算について

(1) 給付単価等

今後告示される予定の特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準によります。なお、令和7年12月19日時点の単価等は下記のとおりです。

(基本分単価)

こども一人1時間当たり
0歳児:1,700円
1・2歳児:1,400円

(加算分単価)

加算	額
障害児加算	1時間当たり単価 600円
医療的ケア児加算	1時間当たり単価 2,500円

要支援家庭のこども加算	1 時間当たり単価 600 円
初回対応加算	1 回当たり単価 ・0 歳児:1,700 円 ・1・2 歳児:1,400 円
生活困窮家庭等負担軽減 加算	1 時間当たり単価 ・生活保護世帯:300 円上限 ・市町村民税所得割合算額 77,101 円未満である場合、要 支援家庭である場合:200 円上限
賃借料加算	1 時間当たり単価 200 円(賃貸借契約金額が上限)
保護者支援面談加算	1 回当たり単価 1,400 円

(2) 請求及び支払い

毎月の事業終了後、指定期日までに市に請求を行い、給付額確定後、市から支払いを行います。

(3) キャンセルポリシー

本市が策定するキャンセルポリシーに準じて運用してください。

7 保護者の費用負担

(1) 5の給付単価以外に、事業所の取り組みに応じて必要な額を利用料として徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることができます。利用料は子ども一人1時間当たり 300 円を標準とし、事業実施者が設定する。加えて、給食費やおやつ代等の実費負担については、保護者同意の上で徴収することができます。

(2) 利用料及び実費負担額は、事業実施者が指定する方法により、都度払いもしくは月額払いで、保護者が事業実施者に直接支払います。

8 募集期間

随時(ただし、応募時期により希望する事業開始時期に沿えない場合があります。)

9 応募手続き等

事前協議を行うため、本市担当課までお問い合わせください。

10 審査方法等

各種法令のほか、本市が定める審査基準により審査を行います。

11 担当課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5-5

守口市こども部こども施設課 (TEL) 06-6992-1658